

令和5年4月から

事業系ごみ（一般廃棄物）のごみ処理手数料を改定します

東大和市の事業系ごみ（一般廃棄物）のごみ処理手数料を改定しました。

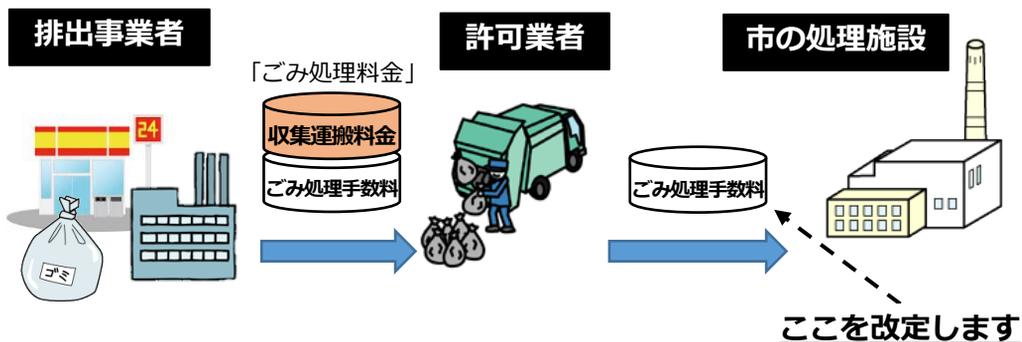
令和5年4月以降のごみ処理料金については、現在契約している収集運搬を許可された業者に確認していただき、適正な料金の負担についてご理解をいただきますよう、お願いいたします。

ごみ処理手数料とは？

事業活動に伴い排出されたごみは、許可業者等を通じて適正に処理することが法律で義務付けられています。

事業者の皆さまがお支払いしているごみ処理料金は、許可業者がごみを運ぶための料金（収集運搬料金）と、市がごみを処理するための料金（ごみ処理手数料）の合計となっています。（下図参照）

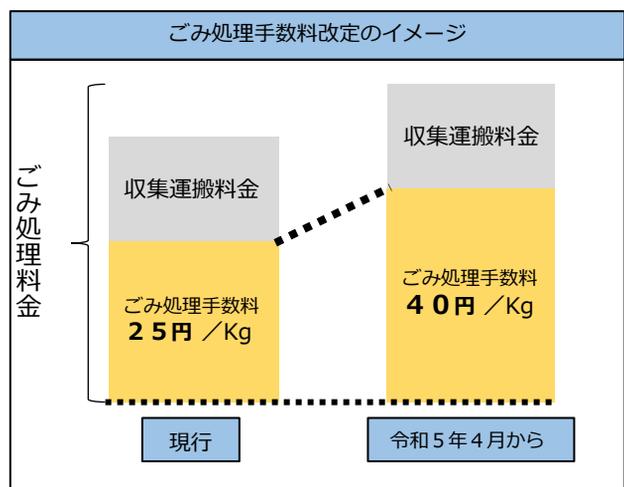
なお、収集運搬料金は契約している許可業者にご確認ください。



何が改定されるの？

ごみ処理手数料を1kgあたり25円から40円へ改定します。

令和5年4月1日以降のごみ処理料金については、現在契約している許可業者に確認のうえ、適正な料金負担について、ご理解をお願いします。



なぜ、ごみ処理手数料を改定するの？

近隣市との廃棄物処理に係る費用負担の均衡や更なる廃棄物の減量化等を図るため、現行の手数料を見直すものです。

【参考】他市のごみ処理手数料

近隣市	処理手数料
小平市	40円/kg
武蔵村山市	38円/kg
東村山市	35円/kg
立川市	40円/kg
国分寺市	42円/kg
国立市	42円/kg

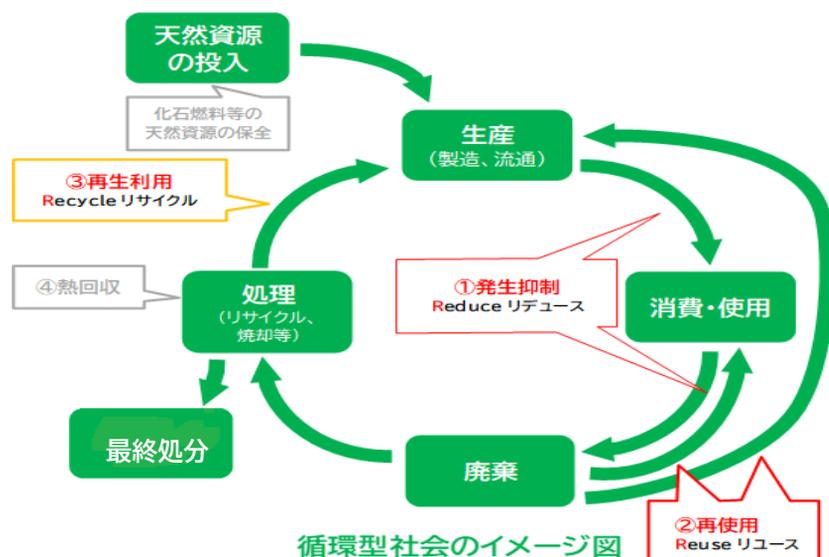
廃棄物の発生・排出抑制や資源化等への取り組みにご協力をお願いします

廃棄物は、「第一に発生を抑制し、第二に排出された資源はできるだけ利用し、第三にどうしても利用できないものは適正に処理すること」を徹底することにより、天然資源の利用が抑制され、環境への負荷が低減されます。

また、この取り組みは、SDGsの12番「作る責任・使う責任」に貢献するものです。

引き続き、持続可能な循環型社会の形成にご理解とご協力をお願いします。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



市では、どのような取り組みをしているの？

食品ロスの削減、不用品のリユース事業やリサイクル事業など、市民や事業者と一緒に循環型社会の形成に向けて積極的に取り組んでいます。

手数料改定Q&A

Q. 許可業者に支払っている料金は具体的にいくら変わるの？

A. 具体的にいくら料金が変わるかは、ごみの排出量や種類などによって異なります。契約されている許可業者にご確認ください。

Q. 事業系指定収集袋(少量排出事業者)の料金も変わるの？

A. 事業系指定収集袋(少量排出事業者)の料金は変わりません。

Q. 自分の店舗のごみの量は少ないけれど、料金は変わるの？

A. 東大和市では、1kgあたりのごみ処理手数料を設定しています。ごみの量や収集回数が少なくても、ごみ処理手数料は変わります。

Q. 説明会は開催するの？

A. 説明会は下記の日程で開催します。

11月10日(木)	18時～	中央公民館ホール
11月15日(火)	18時～	中央公民館ホール
11月19日(土)	18時～	中央公民館ホール



適正な料金負担について、
ご理解とご協力をお願いします。